

# 資源回収協力報償金交付申請 マニュアル



佐倉市  
廃棄物対策課

## 資源回収について

各ご家庭で不要となった新聞、雑誌、ダンボールなどは、そのまま捨ててしまえば、ごみになりますが、きちんと分別してリサイクルに回せば、大切な資源になります。

佐倉市では、こうした資源の有効利用を図るため、子供会・町内会・マンション管理組合・PTAなどの団体による、資源回収を推進しています。資源回収を行なうことは、環境負荷の軽減や、ごみ処理費用の抑制につながります。

また、団体ごとに回収した重量に応じて、佐倉市から資源回収協力報償金が支給され、この報償金は、団体の活動や、地域の交流等に役立てていただくことができます。

限りある資源を無駄にしないために、そして、ごみの発生と排出を抑えて減量化を進めるためにも、地域で協力しながら、資源回収を進めて下さいますよう、よろしくお願いいたします。

### 目次

P1 資源回収について・目次

P2 資源回収の流れ

P3 登録届の記入例

P4 申請書の記入例

P5～6 契約書の様式（一例）

P7 資源回収業者一覧

P8 Q&A



## 資源回収の流れ

資源回収団体として、佐倉市廃棄物対策課に登録している。

はい

3月に市から届く登録届（P3 記入例を参照。通帳のコピーを添付）に記入し、提出する。

いいえ

P5～P6 の契約書を参照の上、P7 の業者と契約し、廃棄物対策課に P3 の登録届及び契約書 1 通を提出する。

資源回収を行う。業者から買取代金と、計量表（※後で市に提出）が届く。

申請書を提出する。年 3 回（4～7 月の一期、8～11 月の二期、12～3 月の三期）の各期末に、市から届く申請書を、P4 の記入例を参考に記入・捺印し、業者から届いた計量表（オレンジ色）を添付して、佐倉市廃棄物対策課へ提出する。

市から報償金の振込と、通知が届く。（申請から約 1 か月後です）

**【ご注意】** 申請書の提出期日は、厳守してください。期日を超過した申請については、報償金を支給できなくなります。三期は、年度末となりますので、特に注意してください。



**記入例(月別回収量及び口座番号の記入と2カ所の押印)**

資源回収協力報償金交付申請書

令和〇年×月△日

(宛先) 佐倉市長 西 田 三十五

**\*訂正の際は二重線の上に訂正印(代表者様の個人印)** 団体名 佐倉自治会

をお願いします。

代表者住所 佐倉市海隣寺町 97

**(修正テープや修正液のご使用はお控え下さい!)**

氏名 佐倉 太郎

電話 043-〇〇〇-××××



**\*計量表の新聞・雑誌・ダンボールの合計値。\*代表者様の個人印で押印下さい。(2カ所必須)**

次のとおり資源回収を実施したので、報償金の交付を申請します。

1. 資源回収重量

月	4月	5月	6月	7月	品目別重量	※ 報償金額 (円)
古紙類 (紙パックを除く)	100 kg	90 kg	110 kg	80 kg	380 kg	記入不要です
古繊維類	<del>30</del> 40	30	50		120	記入不要です
金属類		20	10	20	50	記入不要です
ビン ガラス類			10	20	30	記入不要です
紙パック	30		20		50	記入不要です
月別重量	170	140	200	120	630	記入不要です

2. 報償金の振込先

① 金融機関名 佐倉銀行

支店・支所名 佐倉支店

② 口座番号 (普通・当座) 1234567

フリガナ サクラジチカイ

③ 口座名義人 佐倉自治会

◎ 上記口座主名の者に、この申請に係る報償金の受領に関する権限を委任します。

・代表者氏名 佐倉 太郎



# 資源回収売買契約書（例）

## 佐倉自治会

（以下「甲」という。）

と資源回収業者

## （有）〇〇紙業

（以下「乙」という。）

との間に回収される資源物の売買契約を、次のとおり締結する。

（回収日及び時間）

第1条 乙は、あらかじめ甲に資源回収予定日と回収時間を連絡する。

（回収場所）

第2条 回収場所は、甲の定めたステーション方式と戸別方式とする。

（回収対象物）

第3条 回収対象物は、次の資源物とする。

- ① 古新聞紙 ・ 古雑誌 ・ ダンボール ・ 紙パック ・ 古繊維類
- ② 空きビン
- ③ 空きカン

（資源物の買い取り）

第4条 乙は、前条の資源物が商品であることを十分認識し、正確な計量、適正な価格で買い取り、受忍限度内の異物は責任を持って回収する。

（代金の支払い）

第5条 乙は、甲に資源回収量の明細を報告し、代金は回収日の翌月の10日までに支払う。

（契約期間）

第6条 本契約の有効期限は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとし、甲・乙双方異議のない場合は、1年間を単位として継続する。

（契約の解除）

第7条 乙が、本契約の条項に反する行為を行なった場合、甲は、契約の解除を行うことができる。

- 2 乙が、本契約の解除を行うときは、1ヶ月前に甲にその理由を報告し、同意を得なければならない。

(疑義の決定)

第8条 本契約に関し疑義が生じたとき、又はこの契約条項に定めない事項については、甲・乙協議のうえ決定する。

この契約の成立を証するため、本契約書三通を作成し、当事者が記名押印の上、各一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 **佐倉市海隣寺町97**  
団体名 **佐倉自治会**  
代表者 **佐倉 太郎** ⑩

乙 住 所 **佐倉市中志津××**  
業者名 **(有)〇〇紙業**  
代表者 **千葉 次郎** ⑩

**※契約内容により、適宜修正してご利用ください。**

資源回収業者一覧

(R3.7.1現在)

業者名	取扱品目	住所	電話番号
(有) 新村商店	新聞、雑誌、ダンボール、アルミ缶、紙パック	佐倉市下志津 1156-5	043-461-1918
(有) ノジマ	新聞、雑誌、ダンボール、アルミ缶	八千代市ゆりのき台 4-17-3	047-485-3945
(有) 志津紙業	新聞、雑誌、ダンボール、アルミ缶、紙パック	佐倉市上志津原 352	043-487-7815
(株) 宍倉	新聞、雑誌、ダンボール、アルミ缶、紙パック	千葉県若葉区みつわ台 2-5-17	043-239-6854
丸井商店	新聞、雑誌、ダンボール、アルミ缶、古繊維、紙パック	市川市下新宿 8-15	047-359-0892
(有) 米澤商会	新聞、雑誌、ダンボール、アルミ缶、紙パック	八千代市上高野 1115-29	047-484-3065
(有) あさひ紙業	新聞、雑誌、ダンボール、アルミ缶、紙パック	八千代市米本 2426-32	047-450-9855
日本ファイバー(株)	新聞、雑誌、ダンボール、古繊維	福岡県大川市大字三丸 1489-1	0944-86-5771
竹内商店	新聞、雑誌、ダンボール、アルミ缶、スチール缶、古繊維、紙パック	山武市松尾町五反田 1798-8	047-986-4532
渡辺企画	新聞、雑誌、ダンボール、古繊維	松戸市新松戸 7-529-103	047-343-4477
(株) 中村総業 東金事業所	新聞、雑誌、ダンボール、アルミ缶、スチール缶、古繊維、紙パック	東金市山田 1286-1	0475-50-1411
企業組合あしたね	新聞、雑誌、ダンボール、アルミ缶、スチール缶、古繊維、紙パック	千葉市花見川区花園 3-10-7-103	043-215-7501
(有) リクライム	新聞、雑誌、ダンボール、アルミ缶、スチール缶、古繊維、紙パック	千葉市花見川区三角町 487-34	043-215-5308
(有) 鎌ヶ谷紙業	新聞、雑誌、ダンボール、アルミ缶、スチール缶、古繊維、紙パック	鎌ヶ谷市軽井沢 2100-15	047-445-2168
美濃紙業(株) 八街営業所	新聞、雑誌、ダンボール、アルミ缶、古繊維、紙パック	八街市八街に 34-2	043-444-8701
(株) 北辰産業	新聞、雑誌、ダンボール、アルミ缶、スチール缶、古繊維、紙パック	四街道市四街道 1544-2	043-489-7969



## Q & A

**Q1. 報償金の振込先は、どの金融機関でも良いのでしょうか？**

A1. はい。銀行、ゆうちょ、信用金庫、農協、信用組合、労働金庫、どの金融機関でも振込できます。

**Q2. 代表者が交代したので、口座の名義人を変更したいのですが？**

A2. 代表者や口座名義の変更が生じた場合は、各期の申請書のご提出前に廃棄物対策課までご連絡ください。申請書を提出した後は、振込が確認されるまで、口座名義等の変更はしないでください。万一、申請書の提出後に、振込前に口座名義等の変更をされますと報償金の振込ができなくなりますのでご注意ください。

**Q3. すでに団体登録しており、昨年度も活動していますが、登録届は必要ですか？**

A3. 団体登録は、毎年度にご提出ください。業者との契約内容に変更のあったときは、契約書も併せて提出してください。お手数ですが、正確な報償金の支給を行うため、ご協力をよろしくお願いいたします。

**Q4. 回収の日時や回収品目は、団体の都合で決めたり、変更したりできますか？**

A4. 可能ですが、詳しい契約内容は資源回収業者と十分にご相談のうえ、決めてください。資源回収業者は多くの団体と契約し、回収をしています。必ずしもすべてのご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

**Q5. 団体の登録時に、通帳のコピーを添付するのですか？**

A5. はい。例年、申請書の記入もれや、口座番号違いによる振り込みエラー等が多く発生しており、振り込み日が遅れたりするなど、ご迷惑をおかけしております。通帳のコピーを提出していただくことにより、より早く正確な報償金のお振込みにつながります。お手数ですが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

**Q6. 初めて団体の代表者になりましたが、どのように手続きを進めたら良いですか？**

A6. P2の「資源回収の流れ」に、おおまかな申請の手続きを記載しております。他にも細かい点でご不明の内容がありましたら、下記の連絡先まで、お問い合わせください。

### 【連絡先】

佐倉市 廃棄物対策課 リサイクル清掃班  
電話 043-484-6149